# I 第11回WGの意見等報告

2014年12月11日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



項番	議題	項目		意見・要望等	検討内容(回答)
1	資料 1	第10回W G の意見等報告	見本持出し関連業務の 見直しについて < 2 >	(要望)(海上 物流等WG委員) 見本持出許可後に「見本持出確認登録(MHO)」業務が実施されていない場合におい て、「貨物取扱登録(改装・仕分け)(SHS)」業務及び「貨物情報仕分け(CHJ)」 業務の実施にもワーニングを出してほしい。	対応する方向で検討いたします。
2	資料 2	サブWG検討結果1: 輸出関連業務(SIR/EIR) 及びインボイス業務(IVA)の 改善(中間報告)		意見なし。	提案どおり進めさせていただきます。
3	資料3	サプWG検討結果2: 損害保険業務のシステム化		(委員意見)(航空 通関・物流等WG委員) 利便性向上に寄与するので、是非実施いただきたい。	提案どおり進めさせていただきます。
4	資料4	サプWG検討結果3: 次期ACL業務		意見なし。	提案どおり進めさせていただきます。
5	資料 5	サブWG検討結果4: CY搬出入・危険物明細書 (中間報告)		意見なし。	提案どおり進めさせていただきます。
6	資料 6	サブWG検討結果5: 港湾統計		意見なし。	提案どおり進めさせていただきます。
7	資料7	, サブWG検討結果6: 入出港(中間報告)		意見なし。	提案どおり進めさせていただきます。
8	資料 8	輸出入申告における入出力項目 の見直し<1>		既存項目の見直しについて 識別符号種別の追加、原産地証明書識別の4桁化、審査区分の4桁化 (委員意見)(航空 通関・物流等WG委員) 識別符号について、個別取引形態の詳細を確認することは困難であるため、 書類上で判断可能な程度の細分化に留めていただきたい。また、原産地証明書識別の4桁 化については、通関業者にとって分かりやすいコード体系となるよう配慮お願いしたい。 見直しの取止め(必須化の提案を取止め) 郵便番号、インボイス番号 (委員意見)(航空 通関・物流等WG委員) 実施困難な項目であったため歓迎します。	関税局・税関にお伝えいたします。 ご意見を踏まえ検討を進めさせていた だきます。
				(委員意見)(航空 通関・物流等WG委員) IDA等入力項目については、簡素化する考えも取り入れつつ検討して頂きたい。	ご意見を踏まえ検討を進めさせていた だきます。

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容(回答)
		輸出入申告における入出力項目の見直し < 1 >	(委員意見)(関係団体)(海上 通関WG委員) ・税関事務管理人について番号入力すれば名前が出力できるようにしていただきたい。 ・識別符号の種別が追加されるとのことだが、どういった理由なのか?	・税関事務管理人:税関事務管理人受理番号から 税関事務管理人名をシステムで補完することは行 いませんが、税関事務管理人輸出入者番号から税 関事務管理人名をシステムで補完できるよう検討 しております。 ・識別符号:通関時の適正な審査の観点から、通 販等多様な申告形態に対応するため種別を追加し ます。
	8 資料8		(委員意見)(航空 通関・物流等WG委員) 航空システムにおいて、海上同様にB/L番号の複数入力を可能とするよう検討をお願い したい。現状で複数HAWBで1インボイスの貨物は存在する。現在はマニュアル申告を行 う必要があるが、システム申告できることが望ましいと考えている。同時に貨物情報管理が できることが理想だが、システム申告のみの対応でも利便性に寄与すると思われる。	
8			(委員意見)(航空 更改専門部会委員) 第11回航空WGの中で複数の委員様が強く要望されていたが、現在でも2B/L1申告があるのか疑問である。前回の更改でHAWBとMAWBの紐付けを無くしたと記憶しているが、フォワーダーは、貨物が分かれて違う便で搭載してもMAWBは変わらないため、2B/Lにはならない。一方、インテグレーター様は、貨物が分かれて違う便で送られると、違うMAWBになり、シノニムが立ち、2B/L1申告となりマニュアル申告することとなる。これを解消するために前回の更改でMAWBとHAWBの紐付けをなくしたと記憶している。そもそもAIRの輸入は、HAWB番号がキーになっていると思っている。	1インボイスに対し、複数HAWBとなるケースは稀であること、また、開発規模が大きくなることから、費用対効果の面から対応いたしません。
			(現状) (他法令)共通管理番号の次の欄 食品 植防 動検 現状でこの欄には1申請の場合はY、2申請以上の場合は2~7の数字を入力するようになっているが、申請数が7以上の場合が結構ある。 (要望)(航空 通関・物流等WG委員) 数字を二桁入力にしていただき、上限99迄入力可能にする。	検討いたします。
			(要望)(関係団体)(海上 通関WG委員) 新規追加項目として欄部に事前教示(分類)(原産地)が検討されているが、必須項目に せず任意項目としてほしい。輸入者の依頼で自社の通関業者で事前教示を取得したものは管 理可能だが、自社以外で取得した事前教示の有無は輸入者より連絡がこない限り把握できな いため。	「事前教示(分類)(原産地)」欄につきまして は、任意項目として検討しております。
			(要望)(関係団体)(海上 通関WG委員) 既存項目の見直しで欄部の原産地証明書識別の桁数を4桁に増やすと共に、コード体系の 見直しを行うと有るが、既に使用しているコードに関しては現状のままで移行できるように してほしい。	現行1桁で使用しているコードを次期においても そのまま1桁で使用することはできません。

	TO THE PROPERTY OF THE COURT OF					
項番	議題	項目	<b>意見・要望等</b> 	検討内容(回答)		
			(委員意見)(航空 更改専門部会委員) 現在、この部分のみマニュアル申告となっており大変素晴らしいシステムである。 次期更改といわず、是非現行NACCSプログラム変更で対応して頂きたい。	本案件につきましては、開発規模が大きいことから 次期システムで対応いたします。		
9	資料 9	輸出取止め再輸入手続きの システム化	(委員意見)(航空 通関・物流等WG委員) 利便性向上に寄与するので、是非実施いただきたい。	提案どおり進めさせていただきます。		
			(質問)(関係団体)(海上 通関WG委員) 輸出取止め再輸入が輸出許可日当日に実施された場合、呼び出し業務は実施可能で しょうか? また その場合で再輸入申告が撤回された場合は後続業務が実施可能と理 解してよろしいでしょうか?	輸出取止め再輸入が輸出許可日当日に実施された場合、「輸出取止め再輸入申告事項呼出し(EEB) (仮)」業務は実施可能です。また、再輸入申告が 撤回された場合、後続業務も実施可能です。		
10	資料10	事項登録業務・確認業務の 追加について < 3 >	意見なし	提案どおり進めさせていただきます。		
11	資料11	貨物重量項目の桁数拡大	意見なし	提案どおり進めさせていただきます。		
12	資料12	1 B / L におけるコンテナ 本数の拡大	意見なし	提案どおり進めさせていただきます。		
13	資料13	汎用申請手続きの個別業務化	(船舶代理店アンケート結果)(海上 通関・物流等WG委員) 内貨船用品、外貨船用品積込承認の個別業務化を取止め、現行の汎用申請のままに するという第11回WGの提案について、船舶代理店へアンケートを実施した結果、以 下のとおりであった。 A 個別申請化を求める B 現行の汎用申請のままで差し支えない 55社	提案どおり個別業務化は取止めることとさせていた だきます。		
14	資料14	保税運送承認番号の複数件入力	意見なし	提案どおり進めさせていただきます。		
15	資料15	現行プログラム変更要望の 次期対応について < 4 > 項番 : 49,68 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 事務所個別 業務コード: IDA 検討要否 :	(要望内容) 項番49:担保の適用日は、申告予定日としてほしい。 項番68:輸入申告事項登録(IDA)業務について、包括保険登録番号は適用日に関わらず、入力できるようにしてほしい。  (検討状況) 検討する  (要望)(関係団体)(海上 通関WG委員) 項番49,68で担保、包括保険等適用日前でも事項登録が可能な項目について、併せて検討するとなっているが、追加要望として包括保険で今回検討している期限管理(期限切れ2週間前を過ぎれば期限切れ注意喚起がだされる。)を包括評価に関しても追加で検討していただきたい。(申告予定日での期限管理で希望)	検討いたします。		

項番	議題	項目		検討内容(回答)
17	資料15	項番 : 89 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日海貨 業務コード: MOA 検討要否 :	(要望内容)	検討いたします。
18	資料15	項番 : 97 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日本貿易会 業務コード: 一 検討要否 : K	<ul> <li>(要望内容)         IS・ISW通関機能のAEO対応機能の新設         加盟個社が取扱う煙草の輸入に関して、現在IS・ISW通関で対応しているが、現行NACCS上では、IS・ISWによる申告がAEOでの引取申告・納税申告にリンクする機能が備わっていない。そのため、IS・ISWによる申告手続を行う煙草のAEO輸入取得を検討している社にとっては、大きな障害になっている。IS・ISW通関を実施する機能がAEO通関に対応していないため、1週間に1度大量の煙草が輸入される都度、通関業者がマニュアルでIC通関を実施することになり、コスト、時間を費やすだけでなく、実務面においても大変非効率である。</li> <li>(検討状況)         「IS・ISW通関におけるAEO対応機能の新設」にて検討</li> <li>(委員意見)(関係団体)(海上 通関WG委員)         日本貿易会より要望として蔵入承認等の後続業務の可能化検討とともに【IS・ISW通関におけるAEO対応機能の新設】を検討するとなっている。通関業者からも実現できるよう要望する。現状は特例輸入者より依頼された貨物であるにもかかわらずIS・ISWがAEOに対応できないためI.C.通関で対応している。</li> </ul>	IS・ISW通関におけるAE O対応機能を新設する方向で検 討しております。